

「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と
持続可能な利用に関する共同事業」応募要領

平成 27 年 1 月 14 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

1. 応募の概要

(1) 応募資格

応募資格として次の要件を満たすことが必要です。

- ① 応募者は、日本国内に研究施設を有する企業、大学、独立行政法人等であること（共同研究体制等複数の機関で応募することも可能です。）。
- ② 応募者は、組織として生物多様性条約及び名古屋議定書における生物遺伝資源へのアクセス及び利益配分（ABS）の事情を理解しており、その旨が記載された「応募資格に関する誓約書（様式2）」を提出できる者であること。
- ③ 応募者は、採択後、アジア地域における生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業に関する契約（以下「共同事業契約」という。）を締結することに同意し、その旨が記載された「応募資格に関する誓約書（様式2）」を提出できる者であること。
- ④ 応募者は、現地で共同事業を行うにあたり、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）及びNITEと共同研究契約を締結しているモンゴルの共同研究先の指示に従い協調できる研究員を派遣でき、その旨が記載された「応募資格に関する誓約書（様式2）」を提出できる者であること。

(2) 応募方法

応募は、1. (3)に記載された提出期限までに、提案1件ごとに次の①～③を4.に記載された提出先まで郵送又は持参によって提出してください(FAX及びE-mailは不可)。

なお、提出された応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

① 提案書等：2部（原本1部及び写し1部）

ア. 提案書（様式1）

イ. 応募資格に関する誓約書（様式2）

ウ. 応募者の組織概要が示された文書（パンフレット等）

エ. 過去3年間の財務状況が示された資料（研究開発費（概算）がわかる資料があれば、添付してください。）

オ. 渡航予定者の研究履歴書（様式3又は任意の書式、渡航予定者分が必要）

※ 応募書類はすべてA4版で、原本1部（片面印刷）、写し1部（両面印刷）の2部作成してください。上記の順番で資料をセットして、クリップ、ダブルクリップ等で左上を留めてご提出ください。ホッチキス等のステープラー留めや2穴ファイル等による製本はしないでください。

② ①のうち、提案書（Microsoft Wordファイル又はPDFファイル）の情報を保存したCD-R（ISO9660形式）又はDVD-R

※ 提案1件につき1つのファイルとしてください。CD-R等にはラベルを貼付し、必ず下記事項を記載してください。

ア. 共同事業テーマ名 イ. 応募者名 ウ. 応募年度

③ 提案書受領票（様式4）：1部

（3）応募書類の提出期限

平成27年3月31日（火）17：00（必着）

※ 1. （2）に示す書類がすべて揃っている応募書類のみ受け付けいたします。必要な書類がすべて揃っていない場合は、到達後1営業日以内にその旨を電子メール等で連絡し、再度NITEが指定する期間内に必要な書類すべてを提出した場合のみ受け付けいたします。

（4）注意事項

① 提案書は、様式1の記載例に赤字で記載されたポイントを踏まえ、日本語で作成してください。

② 応募書類のご提出に当たっては、「応募資格に関する誓約書（様式2）」、「「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」の重要事項（別紙1）」及び「アジア地域における生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業に関する契約の重要事項（別紙2）」について内容をご確認、ご承諾の上ご提出ください。

2. 共同事業先の選定ほか

（1）選定方法

① 共同事業先の選定は、提出された応募書類により、下記選考基準に従って書面審査を行います。

なお、審査に当たっては、必要に応じて応募者による口頭説明及び渡航予定者に対する面接を行うこともあります（初めての応募の場合は必須。）。その場合、時期については応募者に別途連絡いたします。

<選考基準>

- ア. 本共同事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- イ. 本共同事業の目的の達成及び計画の遂行に必要な研究開発の人員及び設備を有していること。
- ウ. 本共同事業を行う体制(知的財産を扱う組織等)が整っていること。
- エ. モンゴルに研究員を派遣し、採集・分離作業に参加できること。
- オ. 本共同事業に関する技術又は関連技術について、研究開発実績を有していること。
- カ. 提案された事業の内容が、以下の方針に合致していること。

方針：モンゴルで微生物を採集し、分類研究、機能解析のためのスクリーニング等を行うことにより、新規微生物、有用遺伝子、微生物の産業利用の可能性に関するデータ等を取得し、モンゴルにおける微生物の保全及び持続可能な利用に貢献すること。また、採集する微生物に人に対する病原菌は含まれないこと。

キ. 提案された事業の内容が、モンゴルで採集された微生物に付加価値を与えるものであること。また、有用な新規微生物(群)を収集し、有効活用が図れるものであること。なお、有効活用には将来NITEから第三者への提供も含まれる。

ク. 提案された事業の実施を通じて、モンゴルの共同研究先に新たな知識・技術を提供する等非金銭的利益配分が見込まれること。

ケ. 得られた成果を原則、モンゴルの共同研究先及びNITEに公開できること。

- ② 書類審査において応募書類の内容に疑義等がある場合は追加資料の提出を求めますので、指定の期限までにご回答ください。期限までにご回答いただけない場合は、審査終了とし、不採択といたします。

(2) 採択

- ① 審査の結果、採択された応募者には書面にて採択通知書を送付いたします。
- ② 不採択の場合は、当該応募者に対して不採択となった旨を電子メール等で連絡いたします。

(3) 共同事業契約、素材移転合意書(MTA)の締結

採択後に、NITEとの共同事業契約を締結したのち、現地での微生物合同探索を実施することとなります。また、モンゴルとの利益配分協議を、NITEを介して行い、合意内容に基づいて、NITEとMTAを締結していただきます。

なお、共同事業契約については、NITEの運営に関係する日本国政府の予算又は方針の重大な変更、その他当該契約締結の際予測することのできない事由であってNITE、共同事業先のいずれの責にも帰することのできない理由により事業の実施が不可能又は著しく困難になったときは、双方協議の上、当該契約の変更等する場合があります。

3. スケジュール

公募開始 : 平成27年1月14日(水)
公募締切 : 平成27年3月31日(火)
書類審査 : 平成27年4月1日(水)～平成27年4月23日(木)
採 択 : 平成27年4月24日(金)に通知(発送)
契約締結及び事業開始 : 平成27年7月頃(予定)

4. 応募書類提出先

〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8
独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター開発課
海外探索担当 宛て

5. 応募情報及び個人情報の管理

- (1) 応募書類に記載された情報は、共同事業先の選定のためにのみ利用し、NITE内で厳重な管理のもと保管及び廃棄します。
- (2) ご提供いただいた個人情報は、公募及び共同事業に関する連絡、資料、共同事業契約書類の送付や、NITEが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状の送付、メールマガジンの送付等に利用いたします。上記の利用目的以外で利用することはありません。

6. 本件に関するお問い合わせ先

下記の担当まで、FAX又はE-mailでお問い合わせください(日本語のみ)。

海外探索担当E-mail : abs-info@nite.go.jp、FAX : 0438-20-5582

(注意)

・NITEの情報セキュリティ(スパムメール)対策として、フリーメールアドレスからの

メールは受信できません。

- ・ 電話によるお問い合わせには応じられません。
- ・ 審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

(別添)

テーマ「 」

1. 共同事業の概要

2. 共同事業の目標及び内容

2-1. 目標

2-2. 共同事業の内容及び計画

(1)共同事業の内容及び計画

(2)公表できる共同事業成果等

(3)提供できる知識・技術等

①現地渡航中に実施するセミナーの内容

②その他

3. 当該テーマにおける研究開発実績

4. 共同事業体制

4-1. 管理体制(代表者名)

4-2. 共同事業実施体制

4-3. 研究者氏名

氏名	所属・役職職名	主たる研究実施場所	渡航予定者

5. その他

要望

(記 載 例)

様 式 1

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長 殿

「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と
持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書

テーマ「○○○○○○○○○○○○」

平成○○年○○月○○日

以下の応募者は、別添のとおり「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用
に関する共同事業」に関する提案書を提出いたします。

応募者

組織名 ○○○○○株式会社 印

代表者名 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

所在地 (郵便番号○○○-○○○○)
○○県△△市……………

連絡先 所属 ○○○部 △△△課
 役職名 ○○○○○部(課)長
 氏名 ○ ○ ○ ○
 住所 (郵便番号○○○-○○○○)
 ○○県△△市……………
 TEL
 FAX
 e-mail

(記 載 例)

(別添)

「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と
持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書

テーマ「○○○○○○○○○○○○」

1. 共同事業の概要

(2. (1)①の選考基準カ. 及びキ. との関係において、提案する事業の概要を、数行程
度で簡潔に記載してください。)

2. 共同事業の目標及び内容

2-1. 目標

(2. (1)①の選考基準カ. 及びキ. との関係において、提案する事業の目標を具体的
に設定し、その設定根拠を簡潔に記載してください。特に、これまで入手ができない
ような新規微生物を採集する目的の場合は、ターゲットとする微生物群とともにそ
の旨明記してください。)

2-2. 共同事業の内容及び計画

(2. (1)①の選考基準カ. 、キ. 及びケ. との関係において、必要に応じて提案する事
業の目的、内容、効果等を視覚的に表現したプレゼンテーション資料を添付してく
ださい。特に、提案する事業を実施することでどのような成果、効果が期待できるか
等がわかるように記載してください。また、将来的な展望についても、差し支えない
範囲で記載してください。)

(1)共同事業の内容及び計画

(2. (1)①の選考基準カ. 及びキ. との関係において、提案する事業の内容及び

計画について、以下のA. B. C. D.を含めて具体的に記載してください。

A.共同事業実施期間とそのスケジュール概要

B.ターゲットとする微生物並びにその取得、分離方法及び分離数の目安

C.試料採集場所や時期の希望について。また、どのような試料をどのくらい採集するのかの目安

D.モンゴルにおいてこれらを実施する際に必要となる人員、日数、機材、消耗品、試薬等の詳細)

(2)公表できる共同事業成果等

(2. (1)①の選考基準コ. との関係において、提案する事業によって得られる成果のうち、どのようなものをモンゴルに公表できるのか具体的に記載してください。)

(また、共同事業開始時又は探索後におけるプレス発表、論文、学会発表等において、共同事業の実施を外部に発信することについて同意いただける場合は、その旨記載してください。)

(3)提供できる知識・技術等

(2. (1)①の選考基準ク. との関係において、提案する事業によって、どのような知識・技術等をモンゴルに提供できるのか具体的に記載してください。)

① 現地渡航中に実施するセミナーの内容

(現地渡航中に実施するセミナーにおいて、お話いただける内容、微生物の分離、同定、機能解析等技術的な情報提供について記載してください。)

② その他

(その他、モンゴルに提供できる知識・技術等がある場合は記載してください。提供できる技術・知識等には現地共同研究先の研究員との共同作業による技

術移転も含まれます。)

3. 当該テーマにおける研究開発実績

(2. (1)①の選考基準オ. との関係において、提案者の所属する機関又は研究グループにおけるバイオテクノロジーに関する研究開発実績等を引用して簡潔に記載してください。なお、製品化等の実用化の例がある場合はその旨ご説明ください。)

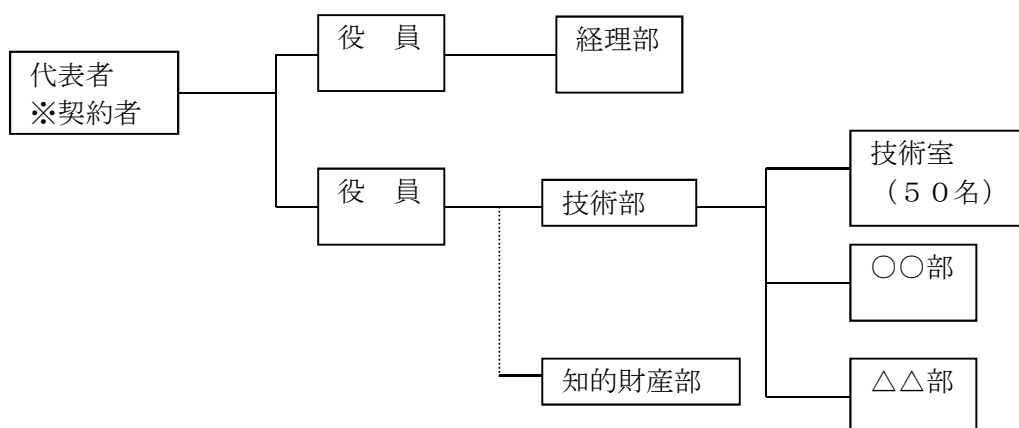
4. 共同事業体制

(提案する事業を実施するときの実施体制を、次のような一覧表にして記載してください。)

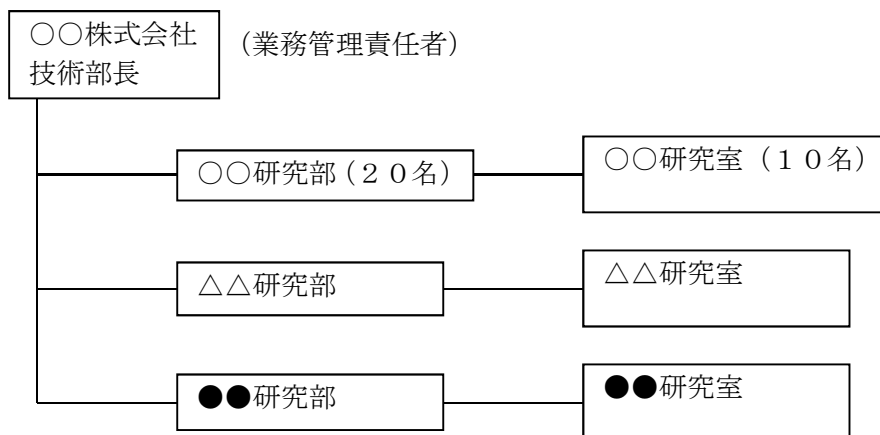
4-1. 管理体制(代表者名)

(2. (1)①の選考基準イ. 及びウ. との関係において、研究開発部門等、当該応募に関係する部署について規模(人員)がわかるように記載し、研究リーダー、共同事業契約書及びMTAの契約者が管理体制のどのポストの人物かわかるように図示してください。特に、研究開発部門及び契約管理を行う部署(知的財産部門)がある場合は、その旨明記してください。)

(例 示)



4-2. 共同事業実施体制
(例示)



4-3. 研究者氏名

(氏名、所属、役職等を記載してください。)

氏名	所属・役職職名	主たる研究実施場所	渡航予定者

5. その他

要望

(共同事業を実施するに当たっての要望事項があれば記載してください。)

応募資格に関する誓約書

組織名
所在地
代表者名

印

弊社は、以下のとおり、「モンゴルにおける生物遺伝資源の保存と持続可能な利用に関する共同事業」の応募に関して次の事項を満たすことを誓約いたします。

- (1) 組織として、生物多様性条約及び名古屋議定書における生物遺伝資源へのアクセス及び利益配分(ABS)の規定(以下に概要を示す)を理解しています。
 - ・生物多様性条約の目的、微生物を含む生物遺伝資源に対する主権的権利は原産国にあること。
 - ・その国の微生物へ勝手にアクセスし、利用してはならず、モンゴルの事前の合意が必要であること。
 - ・微生物を利用して生ずる利益については、原産国へ還元すること。その利益は特許や製品販売等実用化も含まれること。
- (2) 組織として、別紙1に示す「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」の重要事項について理解しています。また、利益配分に関する協議を行う際には、協議のために必要となる根拠を十分に提出いたします。
- (3) 本共同事業に採択された場合、アジア地域における生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業に関する契約を締結することに同意します。
- (4) 本共同事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施する目的から NITE 及びモンゴルの共同研究先と協働し、win-win の関係となるようお互いに尊重しながら進めます。また、現地では NITE 及びモンゴルの共同研究先の指示に従い、協調できる者を派遣します。

研究経歴書

1. 渡航者情報

氏名

住所

電話番号

E-mail

2. 学歴

時期	経歴

3. 職歴

時期	経歴

4. 専門分野

5. 論文のリスト(過去 3 年間)

6. 微生物の取扱い経験、微生物の採取、分離等の経験、海外での業務経験

微生物の取扱い経験:

海外での業務経験:

**「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と
持続可能な利用に関する共同事業」の重要事項**

1. 本共同事業の目的は、モンゴルで微生物を採集し、分類研究、機能解析のためのスクリーニング等を行うことにより、新規微生物、有用遺伝子、微生物の産業利用の可能性に関するデータ等を取得し、モンゴルにおける微生物の保全及び持続可能な利用に貢献することです。
2. 本共同事業は、モンゴル側の関係者、共同事業者（採択された共同事業先）及びNITEが協働して行うものであり、win-winの関係となるようお互いに尊重して進める必要があります。
3. 共同事業者がモンゴルで自ら取得した微生物については、共同事業期間中は優先的に利用できますが、当該微生物の主権的権利はモンゴルにあり、共同事業者に付与されるのは利用権となります。
4. 共同事業者がモンゴルで自ら取得した微生物は、モンゴルの同意を得て、利益配分等微生物の取扱いについて定めたMTAを締結した後、共同事業者の研究施設等に直接移動できます。
5. この権利を行使して得られた利益の一部は、本共同事業を通じてモンゴルに還元され、生物多様性の保全に役立てられます。
6. モンゴルに還元する利益には、特許や製品販売等実用化も含まれます。そのうち、特許のマイルストーンペイメント方式の支払いは、モンゴルが主権的権利を有する微生物から導かれた成果に対する成功報酬になります。また、特許は、共同事業者が単独で出願可能ですが、モンゴルの協力を得て採集・分離した微生物を用いて製品販売等の実用化を実現したことから、利益の一部をロイヤリティとしてモンゴルに還元するものとします。

なお、モンゴルに還元する利益には、非金銭的利益配分として現地でのセミナーやモンゴルの共同研究先の研究員との共同作業を通じた技術提供に協力することも含まれます。

アジア地域における生物遺伝資源の保全と 持続可能な利用に関する共同事業に関する契約の重要事項

1. 共同事業者の義務

- ① 共同事業者は、NITEの承諾なく、モンゴルで自ら取得した微生物を第三者に譲渡等することはできません。また、本事業実施場所以外で使用することはできません。
- ② 共同事業者は、毎年度、本共同事業で得られた成果を、内容、公開時期、発表方法等についてNITEと事前に協議した後、NITE及びモンゴルに報告するものとします。
- ③ 共同事業者は、生物多様性条約における生物遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）の原則に従い、特許登録時、特許実施時等における対価をマイルストーンペイメント方式でNITEを介してモンゴルと定め、それぞれ特許登録後3か月以内、特許実施後3か月以内に金額を決定し、NITEに支払うものとします。また、ロイヤリティの支払時期や方法については、製品販売開始予定の1か月前までに決定するものとします。
- ④ 共同事業者がモンゴルで自ら取得し移転した微生物は、共同事業期間が終了した段階で、その派生物等を含めて廃棄又は処分するものとします。ただし、継続して使用する場合は、共同事業契約の継続又は改めて締結するものとします。

2. 微生物の取扱い

- ① 共同事業者は、モンゴルで自ら取得した微生物を共同事業期間中は優先的に利用できませんが、当該微生物の主権的権利はモンゴルにあり、共同事業者に付与されるのは利用権です。また、優先利用期間中であってもNITEは当該微生物を同定し、保存する事業を行います。
- ② 当該微生物は、モンゴルの同意を得て、利益配分等微生物の取扱いについて定めたMTAを締結した後、直接共同事業者の研究施設等に移転できます。ただし、移転する微生物の種類によっては、植物防疫法に基づく農林水産大臣の事前の許可が必要であり、その手続きは共同事業者が行うものとします。

3. 知的財産権

- ① 共同事業者がモンゴルで取得し移転した微生物等を用いて独自になされた発明等に基づく知的財産権については、共同事業者が MTA 及び共同事業契約に定めるすべての義務を負担することを条件として、共同事業者にのみ帰属するものとします。

- ② 共同事業者は、知的財産権の第三者への実施権付与を行う場合、NITE と事前に協議し、実施許諾を受ける第三者が支払うべき利用料、一時金、ロイヤリティに関する対価等の条件について合意しなくてはなりません。